



プレスリリース

平成23年11月17日

各位

株式会社 日本商品清算機構

弊社取締役会における決議事項について

本日開催の取締役会において、下記事項につきまして決議されました。
引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 社外取締役候補者の推薦について

当社社外取締役候補者として、当社株主総会に対して、日本商品先物振興協会の岡地和道会長を推薦することを決定いたしました。なお、取締役としての選任は、年内開催を予定している臨時株主総会で決議されることとなります。

2. 業務方法書の改正について

株式会社東京工業品取引所において、複数の取引日に跨る「ギブアップ」(別紙参照)が導入されることに伴い、当社としては「ギブアップ」により消滅した清算対象取引を行った清算参加者から納入を受けた清算手数料及び預託を受けた一般清算預託金を返戻し、新たに発生した清算対象取引を行った清算参加者から納入及び預託を受けられることを内容とする業務方法書の改正を行うことを決定いたしました。

3. 当社事務所の移転について

平成24年4月9日から5月7日の間に、当社事務所を以下の移転予定先に移転することを決定いたしました。

移転予定先：東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号
(東京工業品取引所ビル内)

以上

本件に関するお問合せ先
株式会社 日本商品清算機構
(問合せ先 03-5847-7521)

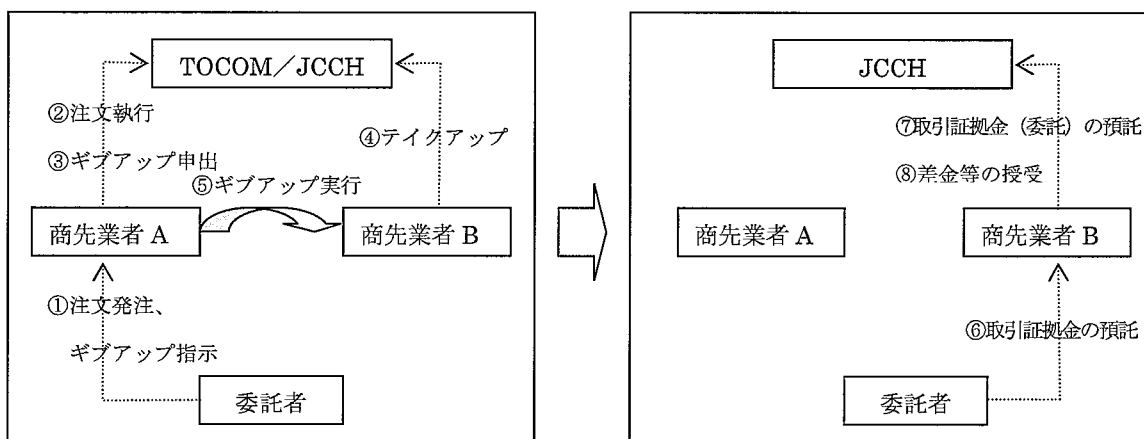
株式会社日本商品清算機構

「ギブアップ」制度について

ギブアップ制度とは、委託者が、注文を委託した取引参加者と異なる取引参加者との間で決済関連業務（決済時における差金、証拠金等の授受）を行う制度。複数の取引日に跨るギブアップとは、これが約定日から起算して3営業日以内で取引日（計算区域）を跨って行われるものをいう。

委託者は、例えば商先業者 A、商先業者 B 及び商先業者 C の3社で行った取引を商先業者 C に集中させることによって、決済サービスと信用力に優れる取引参加者（清算参加者）に決済を集中できる等のメリットを享受する。

(基本イメージ)



(応用イメージ)

